

(参考)消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(平成26年10月分～平成27年1月分)

2015/1/6現在

■平成26年10月1日～平成27年1月6日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

受付番号	受付月日	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント	分類
133	10月1日	公益通報者保護法の抜本的な改正を求める意見書	全国消費者行政ウオッチねっと	公益通報者保護法の施行後も、企業等の不祥事が相変わらず頻発し、これを改善するために声を上げた内部通報者が報復を受けるケースも数多く存在している。消費者庁では法改正の検討を進めているようだが、同法について以下を盛り込んだ抜本的な改正を実現するよう要望する。 ①公益通報者保護制度の適用場面の拡大 ②公益通報者保護制度の実効性の確保 ③内部通報者への支援	公益通報者保護制度
134	10月2日	大阪府行政が主導となる悪質リフォーム業界被害発生が生じない新手口	消費生活コンサルタント 森脇 良樹	「大阪府住宅リフォームマイスター制度」は消費者に安心感を強調する内容で、事業者の偽装行為の隠れ蓑になっている。地方自治法第249条を行使し、国から大阪府への是正要求することを求める。また、国交省への被害拡大防止にいたる建議を求める。	取引・契約関係
135	10月2日	次期PIO-NETの配備について(要望)	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事長 吉川 萬里子	時期PIO-NETの配備について、見直し要件である「相談窓口の開設日数が4日以上」を緩和して、相談件数等を基本に見直しをしていただきたい。	地方消費者行政
136	10月14日	「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」(いわゆる「カジノ解禁推進法案」)に反対する会長声明	鹿児島県弁護士会 会長 堂免 修	本法案が施行されれば、刑事罰をもって賭博を禁止してきた立法趣旨が損なわれ、①暴力団・マネーロンダリング対策上の問題②ギャンブル依存症・多重債務者の拡大③青少年への悪影響④民間企業の設置・運営によることの問題等様々な弊害を招来する危険があり、廃案を強く求める。	その他
137	10月14日	役割果たさない消費者行政、消費者目線しっかり持って～逆戻りの「事業者優先」、消費者の権利を尊重し新食品表示基準見直しを～	食品表示を考える市民ネットワーク 代表 神山 美智子	食品表示基準案は、消費者が指摘してきた当初の不十分な「案」以上に後退したものであり、消費者の権利をないがしろにするものである。全般的要望(消費者庁の説明責任、消費者委員会の監視機能責任)及び個別的要望(パブコメ後変更案の撤回(①経過措置、②製造所固有記号、③ナトリウム表示、④栄養成分表示の義務化についての小規模事業者の考え方、⑤栄養強調表示(低減))、製造所固有記号の廃止、トランス脂肪酸の栄養成分表示の義務化)について、対応を求める。また、「加工食品の原料原産地表示」「食品添加物の表示」「遺伝子組換え食品表示」に関しても、早急な全面見直し検討への着手を求める。	食品表示関係
138	10月22日	第32回食品表示部会の議事録について	特定非営利活動法人 食品安全グローバルネットワーク 事務局長 中村 幹雄	第32回食品表示部会における消費者庁のL-フェニルアラニン化合物の表示に関する発言と公開された議事録の発言内容が異なるため、速やかに修正すべき。	食品表示関係
139	10月24日	商品先物取引についての不招請勧誘禁止規制撤廃に反対する会長声明	函館弁護士会 会長 室田 則之	商品先物取引法施行規則(規則102条の2第2号)改正は、不招請勧誘の禁止規定を大幅に緩和するもので、不招請勧誘の禁止規定を骨抜きにするものであるため、かかる改正案に強く反対する。	取引・契約関係

140	11月5日	食の安全・安心を確保する制度の拡充強化について (第149回定例会総会議決事項 全国都道府県議会議長会)	全国都道府県議会議長会 会長 林 正夫	国民の安全・安心を確保する制度の拡充強化を求める。 ①原料原産地の表示方法の見直しなど、消費者及び食品事業者に分かりやすい表示制度を早急に確立すること ②遺伝子組換え作物を原料とする全ての食品について表示を義務化すること	食品表示関係
141	11月7日	食品表示等に係わる要請について	一般社団法人 北海道消費者協会 会長 橋本 智子	・食品表示基準に①～④の反映を要請する。 ①アレルギー表示対象品目の拡大、中食・外食への適用範囲拡大 ②原料原産地表示の対象をすべての加工食品に拡大 ③遺伝子組換え表示の対象を遺伝子組み換え作物を使用したすべての加工食品に拡大、意図しない混入割合の見直し(5%→ 0.9%) ④食品添加物表示の見直し(物質名と用途名併記) ・「機能性表示制度」については、消費者保護の観点から十分な論議を尽くし、拙速な導入は行わないよう要請する。	食品表示関係
142	11月10日	消費者委員会に厳重に抗議するとともに食品表示基準の「答申」内容に強く反対します	食品表示を考える市民ネットワーク 代表 神山 美智子	食品表示基準の答申書に反対を表明するとともに、以下の点について、厳重に抗議する。 ①経過措置「5年」への延長は撤回すべき ②製造所固有記号は廃止すべき ③栄養成分の義務化に関する「小規模対象事業者」を消費税法規定に限定すべき ④栄養強調表示(減塩)の特例措置は撤回すべき ⑤任意ナトリウム表示は食塩相当量を先に記載すべき ⑥検討に際しての多数決方式採用についてその理由と経緯を明確に説明すべき	食品表示関係
143	11月11日	「消費者契約法改正試案」策定のお知らせ	静岡県司法書士会 会長 西川 浩之	近い将来に予定されている消費者契約法改正作業に向け、消費者被害救済に携わる法律実務家の立場で検討した「消費者契約法改正試案」を策定したので、お知らせする。	取引・契約関係
144	11月13日	特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会の検討内容についての意見書(第6回分まで)【参考資料】	特定非営利活動法人消費者機構 日本 他10団体	第6回までの消費者庁における検討状況は、適格消費者団体に人的、財政的、事務的に更なる負担を増大させるものであり、新制度を継続的に担っていくことが可能であるのか懸念を禁じ得ない。新制度の趣旨を没却しかねないと考えられる特に重要な問題点として全適格消費者団体の意見が一致した点について意見を述べる。	集团的消費者被害救済制度
145	11月13日	「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(いわゆる「カジノ解禁推進法案」)に反対する意見書	愛知県弁護士会 会長 花井 増實	本法案が成立すれば、刑事罰をもって賭博を禁止してきた立法趣旨が損なわれ、ギャンブル依存症患者の増加、多重債務問題の再燃等の様々な弊害をもたらすことは必至であるため、強く反対の意見を表明し、廃案を求める。	その他
146	11月17日	「ICTサービス安心・安全研究会報告書～消費者保護ルールの見直し・充実～通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等～」(案)に対する意見書について【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 村越 進	・電気通信サービスの提供条件説明に関し、義務違反があった場合の取消権付与の先送りには反対する。電気通信事業法第26条を改正し、取消権付与を明記すべきである。 ・初期契約解除ルールを販売形態によらず導入することには賛成するが、現時点で、端末等の物品購入契約に効力を及ぼさないことに反対する。少なくともSIMロック端末等の物品購入契約には効力を及ぼすべきである。	取引・契約関係

147	11月18日	消費者行政を独立の立場で監視する内閣府消費者委員会を消費者庁に吸収することに断固反対します！	全国消費者行政ウォッチねっと 事務局長 拝師 徳彦	消費者委員会が消費者庁に吸収されると、消費者庁に対する率直な建議・意見が言いにくくなり、消費者委員会の独立性・監視機能が失われる。その結果、議論の透明性や消費者の意見の直接的な反映の機会が減り、消費者行政のダイバーシティが失われ、「消費者目線」ではなく「官僚目線」の消費者庁へと質が劣化することから、内閣府消費者委員会を消費者庁に吸収させることに強く反対する。	その他
148	11月25日	消費者行政を独立の立場で監視する内閣府消費者委員会を消費者庁に吸収することに断固反対します！	先物取引被害全国研究会 代表幹事 斎藤 英樹 事務局長 向來 俊彦	消費者委員会が消費者庁に吸収されると、消費者庁に対する率直な建議・意見が言いにくくなり、消費者委員会の独立性・監視機能が失われる。その結果、議論の透明性や消費者の意見の直接的な反映の機会が減り、消費者行政のダイバーシティが失われ、「消費者目線」ではなく「官僚目線」の消費者庁へと質が劣化することから、内閣府消費者委員会を消費者庁に吸収させることに強く反対する。	その他
149	11月28日	パーソナルデータの基本的枠組みについての意見書について【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 村越 進	「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」では、「パーソナルデータ」についての具体的な定義・分類がなされていない。このような状況で「本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組み」等を導入するのは、個人の権利利益に対する配慮を欠く結果になると懸念されることから、当連合会として、利活用・規制の在り方に関する基本的な枠組みについて考え方を示す。	個人情報保護制度
150	12月10日	商業登記規則等の一部を改正する省令案に関する会長声明【参考送付】	第二東京弁護士会 会長 山田 秀雄	取締役、監査役又は執行役の就任の登記申請について、当該登記の申請書に本人確認資料の提出を求める法務省の商業登記規則改正案について、基本的に賛意を表すも、提出を求める本人確認資料は住民票ではなく、当該取締役、監査役又は執行役等が就任の承諾をした事実を証する書面に押印した印鑑の印鑑登録証明書を添付することとすべきである。	その他
151	12月12日	商品先物取引における不招請勧誘禁止規制緩和策に反対する会長声明	東北弁護士会連合会 会長 松坂 英明	商品先物取引における不招請勧誘禁止規制緩和策について、日弁連、各地の単体会、弁護士会連合会や消費者委員会ははじめ商品先物取引被害の実態を把握するものから多数の反対意見が出されているところ、いまもって結論が示されていない状況であり、当連合会は改正案に反対する。	取引・契約関係
152	12月18日	矛盾に満ちた「答申」に抗議するとともに消費者目線からの早急な建議・勧告の提起を求めます	食品表示を考える市民ネットワーク 代表 神山 美智子	食品の機能性表示制度に関する「食品表示基準案」に対する矛盾に満ちた「答申」に抗議するとともに、「消費者の権利の尊重」の実践にたちかえり、以下のような視点から、法的に与えられた権限の行使を求める。 ①規制の強化こそ、消費者被害防止には喫緊の課題であることを明確にすべき。 ②行政処分体制や執行体制の構築及びそれら法的基盤の整備を踏まえた視点こそ必要であると明らかにし、それを担保できる制度か、事実在即して判断を下すべき。 ③監視機能を発揮させ、明確に反対する姿勢を表明すべき。 ④健康食品に関する諸制度を総括的に見直すことの必要性を踏まえ、早急に「建議」「勧告」を提起すべき。	食品表示関係
153	12月19日	内閣府の消費者問題・食品安全機能を消費者庁に移管することについて慎重な審議を求める会長声明について【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 村越 進	消費者委員会が消費者庁に移管され、その一審議会に位置付けられることになれば、消費者庁に対しての監視・提言機能のみならず、他省庁に対しての監視・提言機能が大きく抑制されてしまうことが強く懸念される。内閣府のスリム化の議論を進めるに当たっては、消費者委員会の重要性に十分留意した上で、その機能を低下させることのないよう、慎重な審議を求めます。	その他

154	12月26日	薬事分科会審議参加規程の見直し等に関する要望書【参考送付】	薬害オンズバースン会議事務局 代表 鈴木 利廣	・薬事分科会審議参加規程評価委員会の委員の利益相反関係については、金額のグループの公開だけではなく、具体的な内容を公開すべきである。 ・薬事分科会審議参加規程を次のとおり見直すべきである。①過去3年間分の具体的な内容の開示②審議参加等の基準額を現行より低額とする③審議期間中の関連企業からの新たな利益相反関係を生む行為の禁止。	消費者安全関係
155	12月26日	商業登記規則等の一部を改正する省令案についての会長声明【参考送付】	東京弁護士会 会長 高中 正彦	法人格を悪用する悪質商法が多発する中で、商業登記規則を改正し、資料を提出させて取締役等の本人確認、意思確認を確実に行うことが求める方向が示されたことについて賛成する。ただし、住民票よりもなお、本人確認・意思確認が厳格になしうる印鑑登録証明書の提出を求めるべきである。	その他
156	12月26日	内閣府消費者委員会の消費者庁移管に反対する会長声明【参考送付】	東京弁護士会 会長 高中 正彦	この5年間に消費者委員会が我が国の消費者行政の改善に果たしてきた重大な役割と機能に鑑み、消費者委員会を消費者庁に吸収して、その一部局としてしまうことには、今後の我が国の将来の消費者行政に大きな禍根を残すものであって不適切である。単純な財政健全化・行政効率化論の名の下に、内閣府消費者委員会を消費者庁に移管する組織改編に断固として反対する。	その他
平成27年					
1	1月5日	機械式立体駐車場で発生した事故についての消費者安全調査委員会の報告書について	新しい事故調査機関実現ネット	消費者安全調査委員会が公表(H26.7)した機械式立体駐車場で発生した事故に係る事故等原因調査報告書について以下の意見を述べたもの。 1. 消費者・利用者の視点を重視した点を評価 2. 既存の立体駐車場についての安全策に言及している点を評価 3. 国交省ガイドラインへの提言は安全対策一般に普遍化できる重要な指摘 4. ヒヤリハット情報を含めて情報収集・分析する仕組みの構築を 5. 「意見」については継続的なフォローを	消費者安全関係
2	1月6日	「消費者基本計画」の改定にあたって消費者委員会の役割発揮を求めます	一般社団法人全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表)河野 康子 代表理事(共同代表)丸山 善弘 代表理事(共同代表)山根 香織	消費者政策は私たちの消費生活に密接に係わるものであり、その推進計画を改定するにあたっては、特に消費者の意見を幅広く収集し、反映させていくプロセスに意を尽くさなければならない。新たな基本計画が、消費者の多くの意見や期待が盛り込まれたものになるよう要望する。	その他
3	1月6日	消費者トラブル防止に関する要望書～ネット取引なんでも110番を実施して～	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)110番実行委員会	以下の事項について、建議等の検討を求める。 ・電気通信サービスの契約は、健全な市場競争とは思えない過剰な特典強調が過熱する市場であり、何らかの法規制が必要であるため、消費者委員会の市場監視のための検討 ・契約更新を望まない時は、負担なく離脱できるルールの整備や機器等物品の契約も電気通信サービスの契約解除権に準じた検討 ・クレジットカードのトラブルの急増に関して、現在、割賦販売法および特定商取引法の見直しに際して、トラブル実態を更に検証し、消費者委員会の適切な法改正の指導力の発揮	取引・契約関係